

阿寒国立公園阿寒地域管理計画書

平成 1 8 年 1 月

北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所

阿寒国立公園阿寒地域管理計画書

==== 目

次 =====

第1	管理計画区設定方針	1
1	管理計画改訂方針	1
2	管理計画区区分方針	1
第2	阿寒カルデラ管理計画区	2
第2 -	阿寒湖地区	2
1	管理の基本的方針	2
(1)	保護に関する方針	2
(2)	利用に関する方針	2
2	風致景観の管理に関する事項	5
(1)	許可、届出等取扱方針	5
(2)	公園事業取扱方針	11
3	地域の開発、整備に関する事項	15
(1)	自然公園施設	15
(2)	一般公共事業	16
(3)	その他	16
4	土地及び事業施設の管理に関する事項	16
(1)	国有財産の管理	15
(2)	交付公債制度による買上地	15
5	利用者の指導に関する事項	15
(1)	自然とのふれあいの推進	15
(2)	利用者の誘導、規制	16
(3)	利用者の安全対策	16
6	地域の美化修景に関する事項	16
(1)	自然公園財団事業	16
(2)	美化清掃	17
(3)	修景緑化計画	17
(4)	マリモの保護	17
第2 -	森林山岳地区	18
1	管理の基本的方針	18
(1)	保護に関する方針	18
(2)	利用に関する方針	18
2	風致景観の管理に関する事項	19
(1)	許可、届出等取扱方針	19
(2)	公園事業取扱方針	20
3	地域の開発、整備に関する事項	25
(1)	一般公共事業	25
(2)	その他の事業	25

4	利用者の指導に関する事項	25
(1)	自然とのふれあいの推進	25
(2)	利用者の安全対策	25
(3)	利用者の誘導、規制	25
5	地域の美化修景に関する事項	25
第3	オンネトー雌阿寒岳管理計画区	26
1	管理の基本的方針	26
(1)	保護に関する方針	26
(2)	利用に関する方針	26
2	風致景観の管理に関する事項	27
(1)	許可、届出等取扱方針	27
(2)	公園事業取扱方針	28
3	地域の開発、整備に関する事項	30
(1)	オンネトー地区整備について	30
(2)	一般公共事業	30
(3)	その他の事業	30
4	利用者の指導に関する事項	30
(1)	自然とのふれあいの推進	30
(2)	利用者の誘導、規制	30
(3)	利用者の安全対策	31
5	地域の美化修景に関する事項	31
追補		
	管理計画区区分図	32
	阿寒国立公園の特別地域内における許可基準の特例	33
	阿寒湖畔特認地図	34
	阿寒湖畔集団施設地区計画図	35
	阿寒国立公園阿寒地域管理計画検討会名簿	36
	阿寒国立公園阿寒地域管理計画作成経緯	37

第1 管理計画区設定方針

1 管理計画改訂方針

阿寒国立公園阿寒地域管理計画は、平成5年3月に改訂され、その後、公園計画の変更が行われたほか、環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応等、国立公園を取り巻く社会状況の変化があった。

今回の改訂は、このような地域の現況や特性をもとに、従来から行ってきた管理や指導方針を踏まえ、審査基準を明確化し、自然環境の保全と各種行為の調整を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために改訂を行うものである。

2 管理計画区区分方針

阿寒国立公園は、昭和9年12月に指定され、屈斜路湖、摩周湖及び阿寒湖の3つのカルデラ湖と雄阿寒岳、雌阿寒岳、摩周岳、硫黄山等の火山、雄阿寒岳山麓に広がる混交樹林の原生林など「森と火山と湖」の多様な自然を内包している。

本公園は、自然条件、利用形態等の特性から、屈斜路カルデラを中心とした川湯地域と阿寒湖を中心とした阿寒地域に2分されるため、それぞれ別の管理計画区とし、今回は阿寒地域の改訂を行う。さらに、阿寒地域は、地形及び利用上の観点から、阿寒湖から雄阿寒岳を結ぶ阿寒カルデラ地域と、雌阿寒岳を含むオンネトー地域とに二分することとし、それぞれ、阿寒カルデラ管理計画区、オンネトー雌阿寒岳管理計画区と呼ぶ。

第2 阿寒カルデラ管理計画区

本管理計画区は、阿寒カルデラを中心とした地域であり、阿寒湖、パンケトー、パンケトー等の湖沼、原生林に覆われた雄阿寒岳、これらを取り巻く外輪山等からなり、この地域最大の宿泊利用拠点である阿寒湖畔の市街地を擁した地域である。

本計画区を利用形態及び管理方針により、さらに次の2地区に分割する(図1)。

阿寒湖地区
森林山岳地区

第2 - 阿寒湖地区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

- ・ 本地区は、阿寒湖と阿寒湖畔の市街地からなる地域である。
阿寒湖は、阿寒カルデラの中心に位置する湖で本公園の象徴的存在である。マリモの生育地として有名であるほか、ヒメマスの子原産湖として知られている。湖上の遊覧船からは、チュウレイ島等の島々や原始的な雄阿寒岳の景観、滝口の景勝等を楽しむことができる。
- ・ 湖岸部は、阿寒湖畔市街周辺と滝口の一部で改変されている以外は手付かずのままであり、自然汀線がよく残されている。
- ・ クマゲラを始めとする野生生物の生息地となっている。

イ 保全対象の保全方針

- ・ 阿寒湖の風致景観を保護するため、自然汀線、湖岸の森林及び湖上に浮かぶ島々の厳正な保護を図る。特にマリモの生育地であるチュウレイ湾、キネタンペ湾周辺の特別保護地区については、公園事業、漁業活動、学術調査及びマリモの保護のために必要な行為を除いて、マリモの生育に影響を与える一切の行為を排除するよう努めるものとする。また、阿寒湖の水質、水位等が適正に保たれるよう、関係機関と調整を図る。
- ・ クマゲラを始めとする野生生物の生息環境の保全を図ることに特に留意する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

阿寒湖畔は、川湯温泉と並び道東で最も大きな宿泊能力を有する温泉地であり、湖水に面し、森林に包まれた自然性豊かな温泉地として、年間約156万人(平成16年)の宿泊利用者がある。利用者は、6~9月に集中し、また、滞在時間も短く、いわゆる短期集中・通過型である。湖上には遊覧船が就航しており、湖上からの景観展望、チュウレイ島のマリモ展示館の探勝等を楽しむことができる。冬季には全面結氷し、氷上では、スケート、スノーモービル、ワカサギ釣り等の利用が見られる。

これらの利用者に対しては、単に風景を觀賞するのみでなく、阿寒国立公園の自然とふれあい、理解を深められるよう、各利用拠点の整備を図る。

湖畔温泉は、広域的周遊の通過型宿泊拠点として使われることも多い。キャンプ、

散策、カヌー、クロスカントリースキー等季節に応じた様々な自然体験活動を通じて、公園利用者が阿寒国立公園の自然と深く接して理解を深められるよう、また、魅力ある公園となるよう努める。特に、阿寒湖の利用については、夏季、冬季とも湖面及び湖畔の風致景観に配慮した適正な利用が推進されるよう関係機関と検討及び調整を進めることとし、自然環境を破壊するおそれや他の利用者に不快感をもよおすような無秩序な利用を防止するよう努める。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・ 周囲の自然環境との調和に配慮し快適な利用空間を創造する。
- ・ 施設の色彩やデザインに統一性を持たせる。
- ・ 散策、探勝等による利用の促進と安全の確保及び土壌や植生保全を図るため、歩道の適正な整備を図る。
- ・ 阿寒湖畔市街地については、周囲の自然環境の保全を図るため、無秩序なスプロール化を抑制することとし、現状の市街地内での再整備を図られるよう指導する。市街地の整備に当たっては、公共下水道の処理能力に留意するとともに、美しく、落ち着いた街並みづくりのため、建築物のデザイン、色彩等の統一、看板類の整理及び道路の修景等について指導する。

(管理方針)

- ・ 快適な利用環境を維持するとともに、利用者の安全に十分配慮した施設管理を図る。
- ・ 音声案内等については、自然環境の中での本来の静寂さを損なわないよう必要最小限とする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- ・ 事業者及び利用者に対して、自然保護意識の向上や自然との共生の啓発に努め、利用マナーの向上を図るよう指導する。
- ・ 園地、宿舎、博物展示施設等の公園事業施設においては、利用者に対する適切な情報提供を図る。
- ・ 地域の環境保持のため、公園利用者、施設管理者、(財)自然公園財団を始め地元関係機関等の協力により、美化清掃の徹底を図る。また、利用者に対しても美化清掃の意識の向上を図り、ゴミの持ち帰りを推進する。
- ・ エコミュージアムセンターを中核施設として、パークボランティアや地域社会と連携し、自然とのふれあいの推進に努める。

(利用規制方針)

- ・ マリモの生育地であるチュウルイ湾及びキネタンペ湾周辺の特別保護地区並びパンケトー及びペンケトー周辺においては、原始的な自然環境の保全を図るため、関係機関との協力の下に立入規制や適正利用誘導等の措置を講じる。
- ・ 風致景観の保護及び自然探勝路や散策利用を推進するため、阿寒湖畔市街地への車の乗入れ規制等について関係機関による検討を行う。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域、特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法に基づく行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第130号)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第31項の規定に基づく「阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年8月15日付け環境庁告示第47号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日環自国第448-3号)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取 扱 方 針
1. 工作物の新築、改築又は増築	全域	<p>基本方針</p> <p>原則として「阿寒湖畔集団施設地区」及び「阿寒湖畔特例地域」を除く地域においてはこれを認めない。</p> <p>ただし、漁業活動、森林施業及び公益上必要な工作物についてはこの限りでない。</p>
(1) 建築物	全域	<p>基本方針</p> <p>風致景観上の支障の有無だけでなく、調和のある美しい街並みづくりのため、地区全体としての統一と周辺の自然環境との調和を図る。汚排水は公共下水道により処理する。</p> <p>規模(建築面積、高さ、建ぺい率)、壁面後退規模、壁面後退の制限については、「特例地域」以外については、審査基準に基づくものとする。</p> <p>建築物の新築、改築、増築に当たっては、道路から極力壁面線を後退させるよう指導するとともに、美しい街並みづくりのため、道路沿いの壁面線を揃えるよう留意する。</p> <p>デザイン、色彩、材料等 以下の各要件に適合するものであること。</p> <p>ア 屋根のデザイン</p> <p>切妻、寄棟等の勾配のある屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲線屋根でないこと。</p> <p>陸屋根である既存建築物の増改築に際しては、傾斜パラペット(飾屋根)を設けるなど、屋根があるように見えるデザインとすること。</p> <p>ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、望見されることのない場所に位置する場合、</p>

建築面積10平方メートル以下程度の小規模な建築物若しくは農林漁業に供せられる建築物の場合についてはこの限りでない。

外部意匠は極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。

イ 色彩及び材料

1) 屋根（飾屋根を含む。以下同じ。）の色彩
焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とする。

2) 壁面の色彩

茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系若しくは白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物との調和を図るため、色彩が統一されていると認められること。

ウ デザインに関する特例

地方公共団体の条例、住民等により結ばれた建築協定等により、ある地域の建築物のデザインについて、独自の取扱方針（審査基準に適合するものに限る。）がある場合は、上記ア及びイによらず、当該方針によることができる。

付帯施設

以下の各要件に適合するものであること。

ア 駐車場及び取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。

イ 車庫、倉庫等の小規模な付帯施設は、極力、主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっては、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていると認められること。

ウ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。

行政指導の指針

申請者には、以下の事項について指導する。

ア 修景緑化方法

建築物周囲や敷地内の空地は、郷土種の植物により修景緑化すること。

イ 駐車場

路上駐車を排除するため、駐車場を可能な限り付帯させ、営業車、自家用車等の保管場所を確保すること。

(2) 車道

全域

基本方針

道路は、風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいいため、次の点に留意する。

ア 自然環境及び風致景観に与える影響が最小となるような路線及び工法を選定する。

イ 線形は地形にあったものとし、切盛土量の削減及び改変面積の縮小を図るため、栈道、橋梁等を採用するものとする。

ウ 沿道に生息生育する動植物との共生を図る。

エ 既存道路の改築に当たっては、付帯歩道の整備、緑化修景等、落ち着いた美しい街並みが創出されるよう配慮する。

デザイン、色彩及び材料

以下の各要件に適合するものであること。ただし、公園利用者から望見されない場所に設置される場合は、この限りでない。

ア 擁壁

自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。

イ 道路工作物

コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、焦げ茶色又は灰色（亜鉛メッキ色）であること。

付帯施設

以下の各要件に適合するものであること。ただし、公園利用者から望見されない場所に設置される場合は、この限りでない。

ア 矢羽式除雪誘導標（スノーポール）

眺望の妨げとなる箇所でないこと。

ただし、冬季の交通安全上必要な場合は、この限りでないが、無雪期には極力取り外すものであること。

また、極力細い支柱を用いるよう指導する。

イ 防雪柵、防風柵

道路及び主要利用拠点からの展望の妨げにならないこと。

ただし、冬季の交通安全上必要な場合にはこの限りでないが、折り畳み収納式のもの又は無雪期に取り外すものとする。

緑化修景

以下の各要件に適合するものであること。

ア 法面及び廃道敷きは、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されること。ただし、法面が硬岩である等緑化が困難であると認められるものについてはこの限りでない。

		<p>なお、緑化資材には、郷土種の積極的な導入を図る。郷土種の導入に当たっては、周辺の地形・地質や植生にあった種類を用いること。</p> <p>イ 支障木の伐採は必要最小限に留めること。</p> <p>残土処理 以下の各要件に適合するものであること。</p> <p>ア 残土は、国立公園外に搬出するものであること。ただし、本国立公園内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ 工事に伴い生ずる廃材等は、その都度国立公園外に搬出処分するものとし、周囲に放置又は散乱させないこと。</p> <p>行政指導の指針 申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>ア 支障木の伐採は必要最小限とし、可能な限り修景のため必要な箇所へ移植すること。</p> <p>イ 表土は、盛土法面等に利用を図ること。</p> <p>ウ 土工事の施工に当たっては、十分な落石防止柵を設けることにより、道路敷地外への土石の崩落及び流出を防止すること。</p> <p>エ 工事に伴い生ずる廃材等は、その都度搬出処分するものとし、周囲に放置又は散乱させないこと。</p> <p>オ 必要に応じてアンダーパス又はオーバーパスを設けるとともに、飛び出し防護柵及び側溝に転落した動物が脱出可能な構造にする等、野生動物との共生を図ること。</p> <p>カ 沿道の除草に薬剤を使用しないこと。</p> <p>キ 標識類、危険防止柵等で老朽化又は破損したものは速やかに撤去又は更新すること。</p>
(3) 電柱及び電線路	全域	<p>基本方針 街並みの美観を損なわないよう、また、主要利用拠点若しくは公園事業道路から見たときの風致景観上の支障が最小限となるよう配慮する。</p> <p>電線路の新設 以下の各要件に適合するものであること。</p> <p>ア 次に掲げる地域においては、風致景観上の支障が大きいため、新規に設ける場合には地下埋設とする。 ただし、工事や災害復旧等に伴う仮設電線路であって、主たる展望の妨げにならない場合にはこの限りでない。</p> <p>1) 特別保護地区</p>

		<p>2) 公園事業車道沿線及び園地等公園事業地内であって、眺望の妨げになる等風致景観上の支障をきたすおそれのある場合。</p> <p>電柱 焦げ茶色又は灰色の色彩とし、林地に接して設置する等、焦げ茶色が適当と認められる場合には、原則として焦げ茶色とする。</p> <p>既存の施設については、更新や塗り替えの際にこげ茶色に塗装するよう指導する。ただし、局地的に更新が必要な場合にはこの限りでない。</p>
(4) 鉄塔、アンテナ(家庭用テレビアンテナを除く。)	全域	<p>基本方針 阿寒湖畔及び湖面等の主要展望地点から見たときの風致景観に支障のないよう配慮する。</p> <p>色彩 焦げ茶色又は灰色の色彩とする。</p> <p>行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。</p> <p>ア 既存建築物に併設すること。 イ 共同で鉄塔を設置すること。</p>
(5) 護岸等	全域	<p>基本方針 阿寒湖畔市街周辺と滝口の一部を除いては、自然汀線がよく残されており、多様な自然環境を創り出している。このため、原則として自然汀線は改変せずに保全を図り、護岸等の設置は許可しない。防災上必要な場合等、やむを得ず護岸等の設置を行う場合は、周囲の自然環境や風致景観に及ぼす影響並びに代替措置等を検討の上、総合的に判断するものとする。</p>
(6) 棧橋	全域	<p>基本方針 阿寒湖の適正利用のため、阿寒湖における棧橋は、原則として公園事業に位置付ける。</p> <p>新規棧橋 公益上の必要がある場合を除き、仮設であっても許可しない。</p>
2. 木竹の伐採	全域	<p>基本方針 当公園は「森と湖と火山」に代表される風致景観が特徴である。このため、木竹の伐採に当たっては、市街地の周辺及び公園計画車道並びに園地等から望見される地区における森林の施業は、風致景観上の支障が少ない施業方法に配慮するものとする。</p> <p>湖岸部分の森林については、現在の禁伐扱いが継</p>

		続されるよう調整する。
3．土石の採取	全域	<p>基本方針</p> <p>温泉ボーリングについては、湧出後の利用方法とそれに伴う行為を勘案し、その適否を判断する。また、施設については、ポンプ小屋、引湯管の地下埋設等風致景観上の支障とならないよう配慮する。</p>
4．広告物の設置等	全域	<p>阿寒湖畔集団施設地区を除く地区については、公益上必要なもの及び短期的な行催事に係るもの以外は認めない。</p>
(1) 営業用広告物		<p>基本方針</p> <p>公園利用者に不快な印象を与えないようにするとともに、調和の取れた美しい街並みの創出が図られるよう配慮する。</p> <p>設置場所</p> <p>ア 原則として、商店等の広告物は、自己の敷地以外には設けない。</p> <p>イ 設置する位置は、建築物の壁面を利用するか、独立して設置する場合は、歩行者等の支障とならないようにする。</p> <p>ウ 施設が直接公道に面していない場合は、必要に応じて誘導標を進入路分岐点に1基認めるものとし、多数設置され得る場所については、集合看板化を図る。</p> <p>規模、デザイン等</p> <p>以下の各要件に適合するものであること。</p> <p>ア 表示面の面積</p> <p>建築物の壁に表示する場合は、壁面積の3分の1以内とする。</p> <p>イ 色彩</p> <p>原則として、白、黒、緑、青及び茶系統の5色であること。</p> <p>ウ 表示内容</p> <p>特定の商品名の広告でないこと。やむを得ずスポンサー名を入れるときは、スポンサー名の表示面積が全表示面積の10%以下であること。</p> <p>エ デザイン</p> <p>可能な限り自然材料を用い、自然と調和したデザインであること。</p> <p>行政指導の指針</p> <p>申請者には、次の事項を指導する。</p> <p>ア 維持管理</p> <p>設置された標識類が汚損若しくは破損した場</p>

		<p>合又は必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うこと。</p> <p>イ 看板の統合 同一地点に複数の広告物を設置する場合には、統合を図ること。</p>
(2) 公共的広告物		<p>基本方針 公園利用者に情報を提供する広告物は、積極的に整備充実を図り、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>設置箇所 利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致景観上の支障も考慮して適正な配置を行う。</p> <p>規模、デザイン等 表示面の面積が5㎡以下であること。ただし、市街地全体にわたる総合的なものを表示する広告物にあっては、10㎡以下であること。 その他については、営業広告物と同じ扱いとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第131号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針により取扱う。

ア 阿寒湖畔集団施設地区

事業の種類	地域	取扱方針
1 宿舎	全域	<p>基本方針 本地区の宿舎は、阿寒探勝の拠点、さらに大雪山と摩周及び知床方面を結ぶ周遊地として位置づけられ、年間約85万人(平成16年度)にも及ぶ宿泊利用者がある。そのほとんどは、観光バスによる団体旅行者であるが、個人及び小グループによる利用も増加しつつあり、多様な利用者のニーズに対応し、滞在型及び通年型の保養基地として、施設の充実を図るよう指導するものとする。</p> <p>また、阿寒湖畔の周囲の自然環境と調和のとれた美しい街並みを形成するため、地区内建築物のデザインの統一化を図る。</p> <p>建築物の規模、壁面後退等 以下の各要件に適合するものであること。</p> <p>ア 建築物の高さ 平均地盤面(建築基準法に準ずる。)から、</p>

最高部（塔屋を含み、避雷針等風致景観上支障のない範囲での最小限の建築設備を除く。）まで30メートル以下であること。

イ 壁面の長さ

湖に面する建築物については、原則として湖岸線と平行方向の長さが現状を超えないものであること。

ウ 壁面の後退距離

建築物の壁面線は、湖岸から15メートル以上後退していること。また、道路からも極力後退させること。

デザイン、色彩等

以下の各要件に適合していること。

ア 屋根のデザイン

屋根のデザインは、切妻及び寄棟とし、屋根勾配は10分の3以上、10分の10以下であること。

ただし、他から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積10m²以下程度の小規模な建築物である場合においてはこの限りでない。

なお、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合については、傾斜パラペット（飾屋根）を設けるなど、屋根があるように見えるデザインとすること。

イ 色彩

1) 屋根（飾屋根を含む。以下同じ。）の色彩
茶系統とするとともに、広告物の掲出又は広告の表示は行わない。

2) 壁面の色彩

茶色系、ベージュ色系、クリーム色系及び灰色系のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図る。

ウ デザインに関する特例

地方公共団体の条例、住民等により結ばれた建築協定等により地域の建築物のデザインについて、独自の取扱方針（審査基準に適合するものに限る。）がある場合は、上記ア及びイによらず、当該方針によることができる。

付帯施設

以下の各要件に適合するものであること。

ア 駐車場及び取付道路については、風致景観の保護上支障のない範囲内において、宿舎の収容力に見合った必要最小限の規模であること。

イ 車庫、倉庫等の小規模な付帯施設は、極力、

		<p>主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。 やむを得ず別棟とする場合にあっても、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていることが認められること。</p> <p>ウ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。</p> <p>エ 自動販売機は、建物の庇の下に設置するか、板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致景観への影響の軽減が図られていることが認められること。</p> <p>修景緑化</p> <p>ア 既存木の保全 宿舎事業地内の既存木については、極力伐採を避けるとともに、適切な保全管理を図るものとする。</p> <p>イ 修景緑化 宿舎事業地内は修景のため緑化するよう努めるものとする。特に、湖に面した宿舎施設等については、修景のため湖岸側に高木等による緑化を行うものとする。</p>
2 . 園地	湖岸園地	<p>基本方針 湖水に面した環境省直轄整備による園地であり、遊覧船乗り場が隣接しているため利用度が高い。阿寒湖の展望、休息等各種行事の場として適正な利用を図る。</p> <p>管理方針 施設の維持管理、美化清掃等は（財）自然公園財団の協力を得て環境省が実施する。 園地への一般車両の乗入れを禁止するとともに、園地での違法な営業行為は、関係機関と協力して排除を図る。</p>
	中央公園	<p>基本方針 国道南側のバスターミナル、駐車場と湖水側を連絡する小公園的な園地として位置づけ、バスターミナル、駐車場からの利用者の案内及び誘導を図る。</p> <p>管理方針 公衆便所、水飲み場等の維持管理は阿寒町が行い、美化清掃については、（財）自然公園財団の協力を得て行う。</p>
	ボッケ園地	<p>基本方針 当集団施設地区の東北端に位置し、良好な天然</p>

		<p>林に覆われた樹林地である。湖岸ペリには、特異な現象である泥火山（ボッケ）が見られ、阿寒湖及び雄阿寒岳の絶好の展望場所となっている。エコミュージアムセンターを中心とした自然観察会、自然教育活動等の目的を併せもった園地として解説板等の充実を図る。</p> <p>管理方針 施設の維持管理、美化清掃等は、（財）自然公園財団の協力を得て北海道が実施する。また、泥火山については、危険箇所等への立入禁止、火傷等の事故防止に努める。</p>
3．博物展示施設		<p>基本方針 当公園の自然教室、自然探勝等の自然ふれあい活動の拠点としての整備を目的に、館内展示、案内解説、映像等の内容の充実を図る。</p> <p>付帯施設 周囲のフィールドを活用するために歩道、解説板等の整備を図る。</p> <p>管理運営方針 施設の維持管理、美化清掃等は、（財）自然公園財団の協力を得て、環境省が実施する。また、運営は、関係機関により組織された「エコミュージアムセンター運営推進協議会」が行う。</p>
4．野営場		<p>基本方針 現状の施設の快適かつ安全な利用を図る。施設の維持管理等は、財団の協力を得て北海道が行う。</p>
5．駐車場		<p>基本方針 施設の規模は現状程度とし、公衆便所、案内板、舗装等の整備充実を図る。</p> <p>北海道、（財）自然公園財団及び民間事業執行者間の連絡、協力により快適な利用や施設の整備を図る。</p>
6．スケート場		<p>基本方針 施設の規模は現状程度とし、夏季における有効な活用が図られるよう検討する。周辺の修景緑化を適切に行う。</p>
7．給油施設		<p>基本方針 各施設の規模は現状程度とし、建築物のデザイン、色彩、広告物等については、風致景観上の支障のないよう、第2 - 2・(1)・1・(1)に準じる。</p>

		サインポール（商標柱）の設置については、原則として各々1基とする。
8．自動車運送施設		基本方針 施設の規模は現状程度とし、営業所の改装にあたっては、デザイン、色彩等について、第2 - ・2・(1)・1・(1)に準じる。
9．道路（歩道）		基本方針 ボッケ、湖岸園地（遊覧船乗場）及び漁業組合棧橋を結ぶ湖岸の遊歩道が整備されている。湖水を眺めながらの散策、自然探勝等の利用が一層推進されるよう拡充を図る。

イ その他

事業の種類	地域	取扱方針
1．博物展示施設	チュウレイ島	既存の施設は、マリモの生態及び保護への知識や関心を高めることを目的に平成7年に改修されたものである。今後とも、展示解説の充実を図るものとし、これらの改善を図る場合は関係機関と調整するものとするが、特別保護地区内であることから、自然環境の保全に十分配慮し、慎重に行うものとする。
2．船舶運輸施設	阿寒湖	棧橋等の施設は、既存の設置箇所以外には認めないこととする。施設の規模は現状程度とし、営業所等の改築に当たっては、デザイン、色彩等について、第2 - ・2・(1)・1・(1)に準じる。

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

阿寒湖畔は、豊富な温泉及び周辺の恵まれた自然環境を活かし、滞在型の利用への移行を目指しているが、自然公園の整備に当たっては、この一助となるよう、博物展示施設、園地、遊歩道等の施設内容の充実を図ることとする。

エコミュージアムセンター、前田一步園記念館、アイヌ部落、アイヌ民俗資料館等、利用者の興味対象となる施設の整備充実を図るとともに、利用者が湖畔等の自然環境とともにこれらの施設を巡って市街地を散策できるよう適切な利用動線の確保について関係機関に働きかける。

また、冬季について、雪と氷が織り成す自然景観の探勝や自然とのふれあいを通じて、通年型、滞在型利用への移行を目指すものとする。

(2) 一般公共事業

公共事業施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。

(3) その他

温泉の利用については、入浴、医療、地域暖房等、多目的かつ有効な利用が図られるよう検討する。

湖畔の街並みについては、恵まれた自然環境との調和をとりつつ、よりよい街づくりが行われるよう調整を図るものとし、新たな利用施設を設置する際には、設置後の利用度及び管理運営等長期的視点に立って検討されるよう調整する。また、地区全体の利用動線について、歩行者と車両との分離等、安全かつ快適な利用環境の整備に向けて関係機関で検討を行う。

当地区内居住者の住宅の確保については、土地の有効利用を図りつつ、関係行政機関、土地所有者等が十分協議し、法的制限及び自然環境の保全に配慮した中で進められるよう指導する。

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予測される整備については、環境影響調査を実施し、風致景観、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響のないよう十分配慮するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

阿寒湖畔集団施設地区内には次の環境省所管の国有財産がある。

- ・土地 70,956㎡(4ヶ所)
 - ・建物 事務所兼エコミュージアムセンター1棟、公衆便所1棟
 - ・その他 湖岸園地、エコミュージアムセンター前園地、第2・第3駐車場
- これらの管理及び美化清掃は、(財)自然公園財団の協力を得て環境省が実施する。

(2) 交付公債制度による買上地

特定民有地買上制度により、昭和57年3月、北海道が前田一步園財団から買い上げた(国が8/10補助)土地133.7haについては、湖岸の保全のため現状を維持する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然とのふれあいの推進

当地区の利用は、通過型や短期滞在型が多いが、自然体験を推進し、自然とのふれあいを進める保養基地として定着していくためには、受け入れ施設の整備とともに、周辺の優れた自然環境の保護とこれらの適切な利用の推進が重要な課題である。

ア 自然とのふれあいのための施設整備

当地域においては、阿寒地域の自然を紹介して利用者の理解を深めるため、ビジ

ターセンターが設置されており、このエコミュージアムセンターを中核施設として、自然ふれあい活動を推進していくため、フィールドの整備や関連施設との連携を図る。

イ 自然ふれあい活動

エコミュージアムセンターにおいては、「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」が主体となって利用者に対する解説及び案内を実施し、ビデオ、スライドの上映を行う。また、周辺の自然探勝のためのパンフレット類の作成や情報提供の充実を図る。さらに、利用者とエコミュージアムセンター相互の情報交換を図り、利用者のニーズの把握等に努める。

「自然に親しむ運動」期間中には、「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」が中心となり、自然公園指導員等の地元の協力を得て、エコミュージアムセンターを拠点に、周辺の遊歩道等での自然観察会等を実施する。

(2) 利用者の誘導、規制

ア 利用最盛期における市街地への車の無秩序な乗入れや路上駐車を排除するよう関係機関にはたらきかけるとともに、散策利用が中心となる主要な道路については、利用の集中する時間帯における車の乗入れ規制について検討を進める。

イ 野営場以外での野営は行わないよう、関係機関の協力を得て指導する。

ウ 今後増加が予想されるレジャー用ボートやヨット、冬季のスノーモービル等の利用については、受け入れ及び監視体制、安全対策等について関係機関と検討を進め、無秩序な持ち込み利用等を規制することとする。また、自動車やスノーモービル等を氷上に持ち込んでの競技及び自然環境を破壊したり、他の利用者に迷惑や不快感をもよおす等の無秩序な走行についてはこれを禁止する。

エ マリモ生息地（特別保護地区）への船舶、スノーモービル等の乗入れは厳しく規制されているため、利用者への広報及び監視体制づくりについて関係機関と検討を進める。

オ パンケ林道は、事故防止及びマリモ生息地の保護のため一般車両の乗入れを禁止している。今後ともこの取扱が継続されるよう関係機関と調整を図る。

カ 釣り客のマナー向上のため、普及啓発等について関係機関と検討を進める。

キ 雄阿寒岳及び阿寒カルデラ外輪山山麓は、野生動植物及びマリモが生息する阿寒湖の集水域の保全を目的に、道路等以外の地域での車両やスノーモービルの乗入れが禁止されている。規制が効果あるものとなるよう関係機関等と連携し、巡視等に努める。

(3) 利用者の安全対策

ボッケの噴気口は、火傷等の事故の危険性があるため、安全柵や制札の設置、利用者への広報等、事故防止に努める。

冬季の氷上利用においては、湯つぼに落ちる危険性があるため、関係機関と協力して事故の防止に努める。

6 地域の美化修景に関する事項

(1)(財) 自然公園財団事業

当財団は、昭和55年より駐車場を運営することにより、美化清掃、公園施設の維持

管理及び軽微な補修を行っている。また、地元の緑化事業等への助成や「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」の事務局も兼ねている。

今後ともこれらの事業が適切に行われるよう指導する。

(2) 美化清掃

自然公園施設の美化清掃は、(財)自然公園財団が中心となり、関係者の協力を得て行っている。清掃期間は4月下旬から11月初旬までである。また、湖岸については、(財)自然公園財団、漁業組合が分担して、湖岸清掃(夏季)、氷上清掃(冬季)を定期的実施している。これらが適切に行われるよう指導する。

毎年、8月の第1日曜日(自然公園クリーンデー)には、「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」が中心となって、ゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っている。この運動を推進していく。

(3) 修景緑化計画

阿寒湖畔市街地内は、建物等が密集しており、落ち着いた美しい街並みの創出のためには、前述した許可、届出等及び事業取扱方針に基づく指導と併せて、修景緑化が不可欠である。関係機関が協力して、建物周囲や道路等の修景緑化を図るよう指導する。また、市街地に残された林地については、極力保全を図られるよう指導する。

(4) マリモの保護

マリモが厳正に保護されるよう関係機関と協力を図る。

第 2 - 森林山岳地区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

- ・ 本地区は、阿寒カルデラのうち、阿寒湖及び阿寒湖畔市街地を除いた部分であり、阿寒カルデラ外輪山、雄阿寒岳、ペンケトー及びパンケトーから成る一帯に、阿寒横断道路（国道241号線）沿線を加えた地域である。
- ・ 雄阿寒岳は日本でも有数の原生林に覆われ、針葉樹林帯からダケカンバ帯、ハイマツ帯、高山植物帯とみごとな垂直分布を見せている。
- ・ ペンケトー及びパンケトーはカルデラ内の堰止め湖であり、雄阿寒岳山麓の原生林に包まれ優れた自然環境を有している。
- ・ 阿寒カルデラ外輪山は、この地域の骨格を形成しており、北方系の針葉樹を中心とした天然林に覆われ、野生鳥獣が豊富に生息し、良好な自然環境を保っている。

イ 保全対象の保全方針

- ・ ペンケトー及びパンケトーを含む雄阿寒岳一帯は、雄大な山岳と湖の織り成す原始性に富んだ風致景観の保護に努める。本地区の優れた自然環境を保全するため、原則として公園事業、森林施業、漁業活動及び公益性の高い行為以外は認めないものとする。森林施業については、各地種区分に従った施業が行われるよう調整し、特に風致景観あるいは動植物の保護上重要な地域については、慎重な配慮を図る。
- ・ クマゲラを始めとする野生生物の生息環境の保全を図ることに特に留意する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

雄阿寒岳は、独立峰であり山頂等からの眺望は良く、多くの登山者に利用されている。

雄阿寒岳の南山麓を走る阿寒横断道路は、本公園の主要な利用車道であり、沿線からは、阿寒の雄大で原始性に富んだ景観を楽しむことができる。特に、双湖台からは、うっそうとした樹林の中に深い色を湛えたペンケトー及びパンケトーを眺望することができ、多くの利用者で賑わう。

雄阿寒岳については、踏み荒らし等による植生の荒廃を防ぐとともに、利用者に対する自然解説や安全な登山利用を推進する。ペンケトー及びパンケトーについては、自然環境を破壊するおそれや他の利用者に迷惑や不快感を与えるような無秩序な利用を防止し、周囲の原生林とともに高い自然度が維持されるよう留意する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・ 周囲の自然環境との調和に配慮し快適な利用空間を創造する。
- ・ 主要な公園道路沿線は、沿道景観の保全や緑化修景を図るほか、道路付帯の工作物等の意匠に配慮し周辺自然環境の保護を図るとともに、展望地においては展望の確保に留意する。
- ・ 施設の色彩やデザインに統一性を持たせる。
- ・ 散策や登山による利用の促進と安全の確保及び土壌や植生保全を図るため、歩道の適正な整備を図る。

(管理方針)

- ・ 快適な利用環境を維持するとともに、利用者の安全に十分配慮した施設管理を図る。
- ・ 音声案内等については、自然環境の中での本来の静寂さを損なわないよう必要最小限とする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- ・ 事業者及び利用者に対して、自然保護意識の向上や自然との共生の啓発に努め、利用マナーの向上を図るよう指導する。
- ・ 地域の環境保持のため、公園利用者、施設管理者を始め地元関係機関等の協力により、美化清掃の徹底を図る。また、利用者に対しても美化清掃の意識の向上を図り、ゴミの持ち帰りを推進する。

(利用規制方針)

- ・ パンケトー、パンケトー周辺等の雄阿寒岳山麓においては、原生的な自然環境の保全を図るため、関係機関との協力の下に立入規制や自然観察会等の限定的な利用による適正利用誘導等の措置を講じる。
- ・ 阿寒カルデラ外輪山山麓においては、植生や野生動物の保護を図るため、道路以外の場所等におけるスノーモービル等の乗入れが規制されており、関係機関の協力を求める。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域、特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法に基づく行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第130号)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日環自国第448-3号)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取 扱 方 針
1. 工作物の新築、改築又は増築	全域	基本方針 原則として、漁業活動、森林施業及び公益上必要な工作物については阿寒湖地区の基準を適用することとするが、これ以外の工作物については設置を認めない。 公園利用車道沿線の電力、電話柱の新設に当たっては、地下埋設にする等、極力車道から望見されないよう指導する。
2. 木竹の伐採	全域	基本方針 公園利用車道や主要な展望地点から望見される地

		<p>域における森林の施業については、風致景観上の支障が少ない施業方法をとるよう調整、指導する。</p> <p>マリモ生息地への土砂の流入を防ぐため、マリモ生息地上流部及び河川沿線の森林施業については、特に慎重な配慮を図る。</p> <p>アカエゾマツを中心とした針葉樹林の極盛相として学術上貴重なフップシ岳山頂部(第1種特別地域)については現在禁伐扱いであるが、今後ともこの扱いが継続されるよう調整を図る。</p> <p>阿寒湖畔の上水道水源地周辺の森林施業についても、慎重な配慮を図る。</p>
3. 広告物の設置等	全域	<p>基本方針</p> <p>原則として、公園の利用及び公益上必要なもの及び短期的な行催事に係るもの以外は認めない。</p> <p>ただし、認める場合については、阿寒湖地区の基準を適用する。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第131号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針により取扱う。

事業の種類	地域	取扱方針
1. 道路(車道)	弟子屈足寄線(国道241号)	<p>基本方針</p> <p>本線は、本公園の重要な利用車道の一つで、道路改良はほぼ完了している。今後は、道路沿線及び双岳台等の路傍駐車帯の美化清掃を適切に行うものとする。</p> <p>防雪柵については、積雪期以外は風致景観上の支障があるため、折り畳み収納式のもの又は無雪期に取り外すものとする。</p>
	阿寒津別線(国道240号)	<p>基本方針</p> <p>本線は、本公園の重要な利用車道の一つで、道路改良はほぼ完了している。今後は、道路沿線の美化清掃を適切に行うものとする。</p>
	フレベツ線	<p>基本方針</p> <p>本線は、雌阿寒岳登山や白湯山及びフレベツボッケ周辺の自然探勝等のための道路となっている。改良に当たっては、道路の規模は、一般車の安全な通行確保上必要最小限とし、自然環境への影響に極力留意するものとする。</p>

		フレベツボッケ探勝のための小規模な駐車帯を検討する。
	鶴見峠線	<p>基本方針</p> <p>本路線は、阿寒湖と釧路湿原方面を結ぶ最短のルートとなっている。</p> <p>整備に当たっては、自然環境への影響に極力留意することとする。</p> <p>峠等の展望地点には、小規模な駐車帯を設けることを検討する。</p>
	木禽岳線	<p>基本方針</p> <p>本路線は、木禽岳線道路（歩道）に至る林道である。整備に当たっては、公園外の連絡道路の整備に併せて検討する必要がある、関係機関との調整を図る。</p>
2．道路（歩道）	雄阿寒岳登山線	<p>基本方針</p> <p>滝口より次郎湖までは阿寒町により事業執行されている。雄阿寒岳登山の唯一のルートであり、利用者が多いので、現道の適正な維持管理、案内看板、標識等の整備を図る。</p>
	雌阿寒岳登山線（阿寒湖畔側）	<p>基本方針</p> <p>阿寒湖畔からスキー場を経てフレベツ岳に至る歩道で、白湯山までは「白湯山自然観察路」として整備されている。今後は、未整備区間の整備について検討するとともに、現道の適正な維持管理を図る。</p>
	木禽岳線	<p>基本方針</p> <p>本路線は、木禽岳道路（車道）から木禽岳へ登山するための歩道であり、現在は踏み分け道がある。</p> <p>整備に当たっては、車道の整備に併せて検討する必要がある、関係機関との調整を図る。</p>
	阿寒湖釧北線	<p>基本方針</p> <p>阿寒湖畔集団施設地区から町道に沿って旧釧北峠と尻駒別林道を経由し国道240号に到達する車道沿線の歩道である。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意する。</p>
	阿寒湖滝口線	<p>基本方針</p> <p>阿寒湖畔集団施設地区から阿寒湖の南岸を経由し、滝口登山道に合流する歩道である。</p>

		整備に当たっては、湖岸の自然環境の保全に特に留意する。
3．園地	双湖台	<p>基本方針</p> <p>パンケトー、ペンケトー、雄阿寒岳及びそれらを取り巻く原生林の展望地点として絶好の位置にあり利用者は多い。周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設は現状程度に留めるものとする。</p> <p>管理方針</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃は、阿寒町振興公社と財団が分担して行っており、これらの適正な実施を図る。</p> <p>園地での違法な営業行為は、関係機関が協力して排除を図る。</p>
	双岳台	<p>基本方針</p> <p>小規模な路傍駐車帯が整備されており、かなりの利用者も見られる。現在の施設の安全かつ快適な利用を図る。</p>
	フレベツ岳山麓	<p>基本方針</p> <p>周辺のフレベツボッケ、白湯山等における自然探勝等の利用を推進するため、園路、休憩舎、解説板等の整備を図る。植生の保護を図るため、必要な箇所には木道や立ち入り禁止柵を設置するとともに、火傷等の事故防止に十分留意する。</p> <p>白湯山登り口付近には、付帯の小規模な駐車場及び公衆便所の整備を検討する。</p>
	鶴見峠	<p>基本方針</p> <p>阿寒湖及び雄阿寒岳一帯から雌阿寒岳方向をも展望できる地点である。今後、公園道路（鶴見峠線、道道阿寒公園鶴居線）の整備が予定されており、この整備に合わせ、展望及び休憩のための園地として整備することを検討する。</p>
4．スキー場	阿寒湖畔	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 本スキー場の取扱いについては、「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日環自国第315号）によるほか以下に定める方針によるものとする。 本スキー場は、この地域での冬季における公園利用施設として重要なものであるが、阿寒湖地区から望見されるため、大規模な整備は風致

景観上の支障が大きい。従って、スキー場施設（ゲレンデ、滑降コース、リフト及び附帯施設）の整備に当たっては、極力自然環境の改変を抑えることが必要であり、現在の事業執行区域の範囲内で必要最小限の施設の充実を図っていくものとする。

スキー場区域

- ・ スキー場事業の用に供する区域の面積は、109.7haとする。
- ・ ゲレンデ、滑降コース及びスキーリフトの位置は、標高850mを超えないものとする。
- ・ 附帯施設のうち建築物の位置は、標高500mを超えないものとする。
- ・ ゲレンデ及び滑降コースの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険地は避けるものとする。

保存緑地

スキー場施設の整備に当たっては、スキー場施設敷地に対して600%以上の保存緑地を確保すること。

スキー場施設の規模、構造等

(1) 滑降コース及びゲレンデ

ア 新設の滑降コースの幅は、原則として50mを超えないものとし、既存滑降コースの安全確保のための改良については、必要最小限度の拡幅にとどめるものとする。

イ ゲレンデの整備については、安全確保のための改良にとどめるものとする。

ウ 滑降コース及びゲレンデの新設又は改良に伴う整備に当たっては、原則として人力による施工が可能な範囲とし、跡地を緑化することにより防災上の措置を講ずるものとする。

(2) スキーリフト等

ア スキーリフトの新設箇所における地形勾配は、原則として50%を超えないものとし、その設置基数は、2基以下とする。

イ ロープトウの新設箇所における地形勾配は、原則として20%を超えないものとし、その設置基数は2基以下とする。

(3) 附帯施設

ア 休憩所、食堂等の建築物（スキーリフト附帯管理用建築物を除く。）の新築、改築又は増築は、次のとおりとする。

(ア) 建築物の棟数は2棟以下、建築面積の合計は700m²以下とし、建築物の高さは13m

		<p>以下とする。</p> <p>(イ) 建築物の屋根の形状は、原則として切妻型又はこれに準ずるものとする。</p> <p>(ウ) 建築物の屋根の色彩は茶色系統とし、外壁には、できる限り自然材料(木材、石材等)を用いるものとする。</p> <p>(エ) 污水处理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。</p> <p>厨房等の雑排水を浄化槽を経ないで放流する場合は、排水量に見合う汚物分離槽を設置するものとする。</p> <p>イ スキー場の取付道路の新設、改良又は増設は、大幅な地形変更を生ずる構造を避けるものとする。</p> <p>ウ スキー場内における駐車場面積は、1,000㎡を超えないものとする。</p> <p>エ 標識類の新設は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 案内板の材料は原則として木材とし、色彩は茶色系統とするとともに、デザインの統一を図るものとする。</p> <p>(イ) 標識類には、商品名等は掲出しないものとする。</p> <p>オ 自然の静寂を保つため、案内放送等は、必要最小限とする。</p> <p>安全対策</p> <p>地形が急激に変化している場所及び立木等に衝突する危険がある箇所については、危険標識を設置するとともに、立木をマット、ネット等により被覆する等、安全対策に十分に配慮するものとする。</p> <p>管理体制</p> <p>スキー場事業の執行に当たっては、管理運営計画書を定め、これに従い本スキー場の規模に見合った必要かつ十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の設置を行うものとする。</p>
5 . 駐車場	滝口	<p>基本方針</p> <p>雄阿寒岳への登山口であり、太郎湖、次郎湖への自然探勝地点にも位置することから利用者が多く、シーズンには林間や国道沿線に無秩序に駐車されている。</p> <p>現在駐車場として使用されている敷地は狭小であることから、他に用地を選定する等、適切な方策について関係機関と検討を行う。</p>

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 一般公共事業

公共事業施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。

(2) その他の事業

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予測される整備については、環境影響調査を実施し、風致景観、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響のないよう十分配慮するものとする。

4 利用者の指導に関する事項

(1) 自然とのふれあいの推進

雄阿寒岳は、阿寒カルデラの中央にそびえ立ち、五合目からは雌阿寒岳を背景に阿寒湖が一望できるほか、頂上からは、眼下にパンケトー、ペンケトー、遠く摩周岳及び屈斜路湖を望むことができる。また、頂上付近には高山植物の花畑もあり、利用者の目を楽しませてくれる。これらを踏まえ、「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」が中心となり、探勝登山会や自然解説等を随時実施する。

また、スキー場と白湯山周辺での冬季における歩くスキーによる自然探勝を積極的に推進する。

(2) 利用者の安全対策

安全な登山が楽しめるよう歩道の適正な維持管理、解説案内板、標識の整備等について関係機関と検討を進める。

(3) 利用者の誘導、規制

- ・ 雄阿寒岳及び阿寒カルデラ外輪山山麓は、野生動植物及びマリモが生息する阿寒湖の集水域の保全を目的に、道路等以外の地域での車両やスノーモービルの乗入れが禁止されている。規制が効果あるものとなるよう関係機関等と連携し、巡視等に努める。
- ・ 関係機関と連携し、高山植物の盗採防止等に努める。

5 地域の美化修景に関する事項

双湖台、双岳台等の利用拠点の美化清掃が徹底されるよう関係機関を指導する。「自然公園クリーンデー」には、「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」が中心となり、雄阿寒岳及び雌阿寒岳の清掃登山等を実施している。今後もこの運動の充実に努める。

第3 オンネトー雌阿寒岳管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

- ・ 本管理計画区は、本公園の最高峰である雌阿寒岳とその西側山麓に位置する雌阿寒温泉及びオンネトーから成る地域である。雌阿寒岳は、活火山であり、頂上部には火口が点在して現在もなお盛んに噴気活動を続けている。中腹はハイマツ帯、頂上付近は砂礫地に展開する高山植物帯となっており、コマクサ、メアカンキンバイ、メアカンフスマ等の貴重な高山植物が花畑を造っている。
- ・ オンネトーは、雌阿寒岳山麓のアカエゾマツを中心とした天然林に囲まれた原生的な湖である。

イ 保全対象の保全方針

- ・ 雌阿寒岳の中腹以上は、特別保護地区として厳正に保護することとされており、雄大な火山景観及び貴重な高山植物群落の保護に努める。
- ・ 雌阿寒温泉、オンネトー周辺の天然林は、この地域の自然性豊かな雰囲気をつくりだすとともに、雌阿寒岳山麓景観の重要な構成要素となっている。これらの良好な自然環境を保全し、風致景観の保護を図るため、森林施業上の配慮を求めるとする。特にオンネトーについては、湖岸や湖畔の原生的な自然環境が維持されるよう留意する。
- ・ クマゲラをはじめとする野生生物の生息環境の保全を図ることに特に留意する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

雌阿寒岳頂上からは、阿寒湖やペンケトー、パンケトー、それらを囲む見事な森林の広がり等を見ることができ、多くの利用者があるが、火山活動が継続している地域でもある。

オンネトー湖岸には野営場などが整備され、オンネトー周回歩道や湯の滝歩道などの自然探勝のための歩道も利用されている。

雌阿寒温泉は、雌阿寒岳やオンネトー探勝の基地であり、周囲をアカエゾマツの美林に囲まれた自然性豊かな温泉地として、年間約1万人の宿泊利用者がある。

これらの利用者に対しては、単に風景を觀賞するのみでなく、阿寒国立公園の自然とふれあい、理解を深められるよう、各利用拠点の整備を図る。また、関係機関とも連携を図り、火山事故の防止に努める。

オンネトーについては、天然湖の風致景観に配慮した適正な利用が推進されるよう関係機関と検討、調整を進めることとし、自然環境を破壊するおそれや他の利用者に迷惑や不快感を与えるような無秩序な利用を防止するよう努める。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・ 周囲の自然環境との調和に配慮し快適な利用空間を創造する。
- ・ 主要な公園道路沿線は、沿道景観の保全や緑化修景を図るほか、道路付帯の工作物等の意匠に配慮し周辺自然環境の保護を図るとともに、展望地においては展望の確保に留意する。

- ・ 施設の色彩やデザインに統一性を持たせる。
- ・ 散策や登山による利用の促進と安全の確保、土壌や植生保全を図るため、歩道の適正な整備を図る。

(管理方針)

- ・ 快適な利用環境を維持するとともに、利用者の安全に十分配慮した施設管理を図る。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- ・ 自然保護意識の向上や自然との共生の啓発に努め、利用マナーの向上を図るよう指導する。
- ・ 園地、宿舎、博物展示施設等の公園事業施設においては、利用者に対する適切な情報提供を図る。
- ・ 地域の環境保持のため、公園利用者、施設管理者を始め地元関係機関等の協力により、美化清掃の徹底を図る。また、利用者に対しても美化清掃の意識の向上を図り、ゴミの持ち帰りを推進する。
- ・ パークボランティアや地域社会と連携し、自然とのふれあいの推進に努める。

(利用規制方針)

- ・ 本地区のすべてにおいて、植生や野生動物の保護を図るため、道路以外の場所等におけるスノーモービル等の乗入れが規制されており、関係機関の協力を求める。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域、特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第130号)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日環自国第448-3号)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取 扱 方 針
1. 工作物の新築、改築又は増築	全域	基本方針 原則として、森林施業及び公益上必要な工作物については阿寒湖地区の基準を適用することとするが、これ以外の工作物については設置を認めない。 電力及び電話柱の新設に当たっては、利用拠点から望見されないよう、地下埋設を指導する。
2. 木竹の伐採	全域	基本方針 主な利用拠点から望見される地域における森林の施業は、風致景観上支障が少ない施業方法をとるよう調整を図る。

3. 広告物の設置等	全域	<p>基本方針</p> <p>原則として、公園の利用及び公益上必要なもの及び短期的な行催事に係るもの以外は認めない。</p> <p>ただし、認める場合については、阿寒湖地区の基準を適用する。</p>
------------	----	---

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第131号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針により取扱う。

ア 阿寒湖畔集団施設地区

事業の種類	地域	取扱方針
1. 道路(車道)	オンネトー線(道道オンネトー線)	<p>基本方針</p> <p>雌阿寒岳を望みながら樹間を走りオンネトーへ至る唯一の道路であり、道道として順次整備が進められている。改良に当たっては、周辺の優れた自然環境を保護するため、拡幅線形改良は必要最小限にとどめる。なお、オンネトー湖岸の記念碑より奥の急峻な部分については、オンネトーの風致景観を守るため、拡幅及び線形の改良は極力行わず、現道の舗装程度にとどめる。さらに、通過車両の増加を考慮し、足寄方面の早期整備を働きかける。また、オンネトー北西部(入口部)に、風致景観上支障のない範囲内で付帯駐車場の整備を検討する。</p>
2. 道路(歩道)	オンネトー湯の滝線	<p>基本方針</p> <p>雌阿寒温泉からオンネトー湖岸を経由して湯の滝へ至る歩道であり、木道等の整備が行われている。本地区の自然探勝等の利用の上で必要性が高く、適切な維持管理を図る。</p>
	雌阿寒岳登山線	<p>基本方針</p> <p>雌阿寒岳では、火山活動が継続しており、関係機関と連携を図り、事故の防止に努める。</p> <p>現道の適正な維持管理、案内看板、標識等の整備が図られるよう指導する。</p>
3. 園地	雌阿寒温泉	<p>基本方針</p> <p>雌阿寒岳登山口に隣接し、付帯駐車場及び公衆便所が設置されている。施設の規模は現状程度とし、周囲の自然環境にふさわしい整備拡充を図る。</p>

	オンネトー	<p>基本方針</p> <p>記念碑前の平坦地及び道道を挟んだ向かい側に駐車場や公衆便所等の整備が行われている。これらの整備拡充に当たっては、オンネトーの風致景観の維持に十分留意する。</p>
	湯の滝	<p>基本方針</p> <p>湯の滝鑑賞のため利用者が多く、休憩所等が整備されている。今後、周囲の修景等、適切な園地整備を図る。</p> <p>また、利用者に対する雌阿寒岳の火山活動に関する情報提供等について関係機関と連携を図り、事故の防止に努める。</p>
4．宿舎	雌阿寒温泉	<p>基本方針</p> <p>既存宿舎の増改築を原則とする。高さについては13m以下とし、道路から極力壁面線を後退させるよう指導する。デザイン、色彩等は、阿寒湖地区の基準を適用することとするが、地区全体の統一を図るよう指導する。</p>
5．野営場	オンネトー	<p>基本方針</p> <p>オンネトーに面した林間野営場として人気が高い。フリーテントサイトを中心に野営施設が整備されている。区域は現状の程度とし、施設の充実と適正な維持管理が図られるよう指導する。</p>
6．博物展示施設	オンネトー	<p>基本方針</p> <p>自然保護教育活動、自然解説活動等の拠点とすることを目的に、オンネトー湖岸（旧青年の家付近）に整備を検討する。整備に当たっては、オンネトーの風致景観の維持に十分留意する。</p>
7．駐車場	オンネトー	<p>基本方針</p> <p>湯の滝歩道入口に、湯の滝鑑賞、雌阿寒岳登山、その他各種行事のための利用拠点としての駐車場の整備を図る。</p> <p>整備に当たっては、当地区全体の利用状況等を踏まえて検討する。</p> <p>シーズン中は、かなりの利用があり、美化清掃等については、地元関係機関の協力を得て実施する。</p>

3 地域の開発整備に関する事項

(1) オンネトー地区整備について

オンネトー地区には良好な自然環境が残されているとともに、自然とふれあう場としても活用されてきている。最近増加しつつある一般観光客の入り込みに対処する必要がある一方で、オンネトーならではの自然探勝、自然保護教育等の活動を推進していくことが課題となっている。これらの自然環境を保全し、オンネトーにふさわしい利用を推進するために、関係各機関による必要な施設の整備についての総合的な検討が必要であり、関係各機関とも連絡調整を図り、適正な整備がなされるよう指導、助言していくこととする。

(2) 一般公共事業

公共事業施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに関係機関に対して整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。

(3) その他の事業

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予測される整備については、環境影響調査を実施し、風致景観、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響のないよう十分配慮するものとする。

4 利用者の指導に関する事項

(1) 自然とのふれあいの推進

この地域には、オンネトー、アカエゾマツ林等、豊かな自然が残されており、また、雌阿寒岳は比較的手軽に登れる上、噴気現象、噴火口や構造土、種々の高山植物など多くの興味対象が存在し、自然とのふれあい活動を実施するのに好適である。火山活動に対する安全性に留意の上、「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」が中心となり、専門の講師による自然観察会や自然観察登山等の自然ふれあい活動が定期的開催されるよう努める。

また、オンネトー周辺における自然解説や自然教育活動のための施設及び体制づくりについて検討を進める。

(2) 利用者の誘導、規制

ア 湯の滝へ至る道路（林道）は、一般車両の乗入れが禁止されているが、今後ともこの取扱が継続されるよう関係機関と調整を図る。

イ 雌阿寒岳山麓やオンネトー及びその周辺は、野生動植物の保護を目的に、道路等以外の地域での車両、スノーモービル、動力船の乗入れが禁止されている。規制が効果あるものとなるよう関係機関等と連携し、巡視等に努める。

ウ オンネトーにおいては、原生的な自然環境の保護及び有害ガス等による事故防止のため、関係機関とも連携し、原則として湖面利用は行わないこととする。

エ 関係機関と連携し、高山植物等の盗採防止に努めるものとする。

(3) 利用者の安全対策

雌阿寒岳は、頂上部に直径約500～700m、深さ約100mの噴火口をもち、登山道もその縁を回るようになっている。これらの部分は風化が進んで岩が非常にもろく、急崖地となっているため、転落の危険がある。また、一部には火口底へ降りる踏み跡もつけられている。しかし、危険地域全域にわたって立ち入り防止柵を設けることは、景観上の支障が大きいこと、硫気活動や冬季間の厳しい気象条件等により傷みが激しいこと等の理由から非常に困難である。雌阿寒温泉やオンネトー等の登山口において、危険防止のための広報を図るとともに、主要な危険地点に制札を設けるなどして、登山者自身の責任の下に安全な登山が行われるよう指導していく。

5 地域の美化修景に関する事項

現在は、各施設の整備主体がそれぞれ清掃を行っているが、地元を中心とした美化清掃団体の設置について関係機関には働きかける。

毎年8月の第1日曜日には、「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」が中心となり、ゴミ持ち帰りキャンペーンや利用拠点の一斉清掃、雌阿寒岳の清掃登山等を実施している。今後も、関係機関と連携し、山岳団体等のボランティアの協力を得てこの運動の充実を図る。



図一 1 管理計画区分図

「阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」

(平成12年8月15日 環境庁告示第47号)

地区	項目		高さ	敷地	建ぺい率	容積率	建物外周線	その他			
	用途										
A地区	一般住宅 その他の建築物	本屋20m以下 塔屋を含め 25m以下	要件としない	他法令の 規定による	他法令の 規定による	他法令の規定による					
	集合住宅 保養所等										
B地区	一般住宅	本屋20m以下 塔屋を含め 25m以下	要件としない	同上	同上	同上	公園事業道路(国道 240号線)中心から20m 以上後退				
	集合住宅 保養所等										
	その他の建築物										
C E地区	一般住宅	13m以下	要件としない	同上	同上	他法令の規定による	公園事業その他公園 利用道路中心から20 m以上 ・その他の道路路肩か ら5m以上 ・敷地境界線から5m 以上 (建築物以外の工作 物を含む)				
	集合住宅 保養所等								1000㎡以上	20%以下	40%以下
	その他の建築物								500㎡未満	10%	20%
									500～1000㎡	15%	30%
D地区	一般住宅 (審査指針施行後 に造成された分譲 地等内の住宅を含 む)	13m以下	要件としない	他法令の 規定による	他法令の 規定による	他法令の規定による	公園事業その他公園 利用道路中心から20 m以上 ・その他の道路路肩か ら5m以上 ・敷地境界線から5m 以上 (建築物以外の工作 物を含む)	住民の住宅は分譲 地内の建築物の取 扱を受けない。 ・分譲区画面積1000 ㎡以上、10%以上の 保存緑地の確保、購 入者に対する細分 化禁止の通知、分譲 地造成のための土 地の形状変更禁止 の各義務について 例外とする。			
	集合住宅 保養所等								1000㎡以上	20%以下	40%以下
	その他の建築物								500㎡未満	10%	20%
									500～1000㎡	15%	30%
	1000㎡以上	20%	40%								



图-2 阿寒湖畔特認地域图

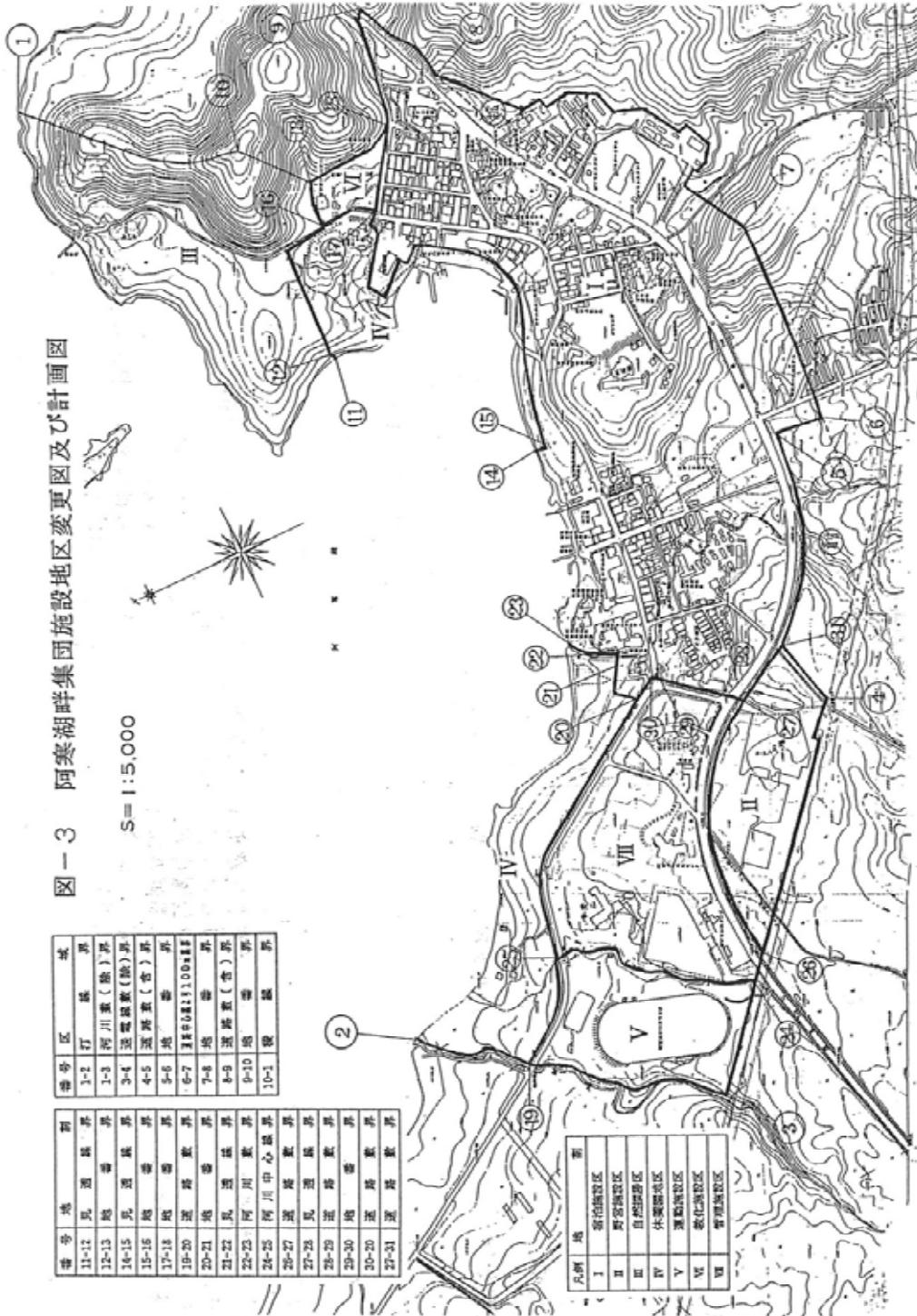


図-3 阿寒湖畔集団施設地区変更図及び計画図

S=1:5,000

番号	区	城
3-2	打	城
3-3	河川	東(橋)界
3-4	遊園	施設(除)界
4-5	遊園	施設(舎)界
5-6	地	帯
6-7	IRF0811100	界
7-8	地	帯
8-9	遊園	施設(舎)界
9-10	地	帯
10-1	後	城

番号	城	界
11-12	凡	遊園
12-13	凡	遊園
14-15	凡	遊園
15-16	凡	遊園
17-18	凡	遊園
19-20	遊	路
20-21	凡	遊園
21-22	凡	遊園
22-23	阿	川
24-25	阿	川
26-27	遊	路
27-28	凡	遊園
28-29	凡	遊園
29-30	凡	遊園
30-31	五	路
27-31	遊	路

凡例	地	界
I	居住	施設
II	野	營
III	自	然
IV	休	憩
V	運	動
VI	教	化
VII	管	理

阿寒国立公園阿寒地域管理計画検討会名簿

1. 検討員

辻井 達一 (北星学園大学 教授)
小林 昭裕 (専修短期大学 助教授)
千葉 忠弘 (釧路工業高等専門学校 助教授)
金山 泰明 (阿寒湖畔温泉連合 自治会長)

注 ... 所属は検討会開催当時のもの

2. 参画行政機関等

釧路開発建設部
帯広開発建設部
帯広営林支局
北見営林支局
釧路支庁
十勝支庁
釧路土木現業所
帯広土木現業所
阿寒町
足寄町
津別町
白糠町

阿寒観光協会
(財)前田一步園財団
日本製紙釧路工場
(財)自然公園美化管理財団阿寒支部

注 ... 機関名は検討会開催当時のもの

阿寒国立公園阿寒地域管理計画作成経緯

平成11年10月28日 第1回検討会

平成12年 2月15日 第2回検討会

平成12年 3月15日 中央連絡会議

平成12年 3月22日 第3回検討会